

納税は住み良い社会づくりの第一歩です

市では、市政を運営する上で大切な財源である税を確保するためにさまざまな取り組みを行っています。

ここでは、市税の種類や使い道、年間の取り組みなどについてお知らせします。

税務課管理収納係 ☎ 1132
特別滞納整理係 ☎ 1136

市税の種類

市税は、みなさんの所得や資産に応じて公平に課税され、負担していただいています。主な市税については、次のとおりです。

市・県民税

該当年度の1月1日現在に、市内に住所を有する個人に課税されるものです。(1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市・県民税は鳥羽市に納めていただくこととなります)

固定資産税(都市計画税)

該当年度の1月1日現在に、市内に所在する土地、家屋および償却資産を所有しているかたに課税されるものです。

軽自動車税

市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、該当年度の4月1日現在の所有者に課税されるものです。

国民健康保険税

国民健康保険に加入されている世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して課税されるものです。

入湯税

鳥羽市内の旅館、ホテルなどの鉱泉浴場(温泉施設)に入浴する入湯客に課税されるものです。

くらしと税のつながり

わたしたちの暮らしは、市・県からさまざまな公共サービス

の提供を受けています。身近な例を挙げると道路・港湾・上下水道・公園などの公共施設の整備や、教育・福祉・環境衛生・消防などの公共サービスがあります。

これらは、市民生活の基盤や地域社会の環境を整備するためのものであり、わたしたちが安心して豊かに暮らしていくために、無くてはならないものです。この当たり前だと思っていることが、実は税金によってまかなわれているのです。このように税は、わたしたち市民が社会の一員として暮していくための貴重な財源となります。

市税の納期限内納付に、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。納期は、表1のとおりです。

もしも税金がなかったら...

救急車が有料に



医療費がすべて自己負担に



ごみ収集が有料に



表1 平成22年度 市税納期一覧表

	納税通知書発送(予定)	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市・県民税	6月7日…65歳未満 6月15日…65歳以上	6月30日	8月31日	11月1日	平成23年 1月31日				
固定資産税 都市計画税	4月9日	4月30日	8月2日	12月27日	平成23年 2月28日				
軽自動車税	4月28日	5月31日							
国民健康保険税	6月16日	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	平成23年 1月31日	平成23年 2月28日

※市税の納期は、「広報とば」毎月16日号(2月のみ1日号)最終ページの生活カレンダーにも掲載しています。



税金は、市民生活を支える大切な財源です
(写真は、昨年度耐震化工事を終えリニューアルした加茂小・屋内運動場)

市税を滞納する

貴重な財源である市税が納付されなくなると、公共施設整備や公共サービスなどの行政運営が適切に行えなくなり、教育・福祉の資質低下、街の環境や美化の低下、緊急時の消防活動などに大きく支障を来します。

そのため、督促状や催告書により再三にわたる催告を行っていてもかかわらず、納付意思を示さない滞納者に対して、差し押さえ処分を行います。

具体的には、滞納者の財産調査を行う一方、「警告書・差押事前通知書」の送付による予告を行い、納付を促しています。それでも予告期限内に連絡や納付がない滞納者

に対しては、預貯金・給与・売掛金・生命保険・不動産・自動車などの差し押さえを執行します。

さらに、滞納整理が困難な案件については、公売などの滞納処分を前提に市町税の滞納整理を専門的に行う「三重地方税管理回収機構」へ移管することになります。

夜間納税相談窓口のご利用を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることができない場合は、納税計画を確実に守っていたり、分割納付を延ばしたり、分割して納付することができます。

また、昼間に納税や納付相

税務課年間の取り組み

談ができないかたのために、毎月第2・第4木曜日（祝日は除きます）の午後7時30分まで、市民文化会館2階・税務課窓口にて「夜間納税相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

市税務課では、各種催告書

発送・財産調査強化・差し押さえ強化・不動産公売・インターネット公売などを通して、行政運営に必要な貴重な財源の確保に向けて市税徴収を強化していきます。

各月の主な取り組みについては、表2をご覧ください。くわしくは、管理収納係か特別滞納整理係へ問い合わせてください。

平成21年度滞納処分(差し押さえ)状況

(平成22年2月末の状況)

預貯金	100件
給料	8件
賃借料	1件
不動産	33件
売掛金など	17件
生命保険	34件
自動車	8件
計	201件
換価(取立て)額	953万円

表2 滞納に関する年間の取り組み予定

	滞納整理対策	集中・強化月間	差し押さえ物件の公売
4月	・現年度課税分催告書発送	現年度課税分集中整理月間	・公売予告通知書発送(9月公売分)
5月	・三重地方税管理回収機構移管事前通知書発送		
6月	・第1回三重地方税管理回収機構移管 ・未納者電話催告(※3月まで随時)	新規滞納者差し押さえ強化月間	・公売予定地現地確認(※3月まで随時)
7月	・滞納繰越分催告書発送	財産調査強化月間	・インターネット公売
8月	・三重地方税管理回収機構移管事前通知書発送 ・国民健康保険税未納者催告書発送		・公売予告通知書発送(12月公売分)
9月	・第2回三重地方税管理回収機構移管 ・分割納付不履行者対策	差し押さえ強化月間	・不動産公売 ・公売予定地現地確認
10月	・高額滞納者搜索執行		・公売予告通知書発送(2月公売分)
11月			
12月	・分割納付不履行者対策	現年度課税分徴収強化月間	・不動産公売 ・インターネット公売
1月			
2月	・高額滞納者搜索執行		・不動産公売
3月			・インターネット公売

※不動産公売およびインターネット公売に関するお知らせは、入札予定月の「広報とば」1日号に掲載する予定です。